

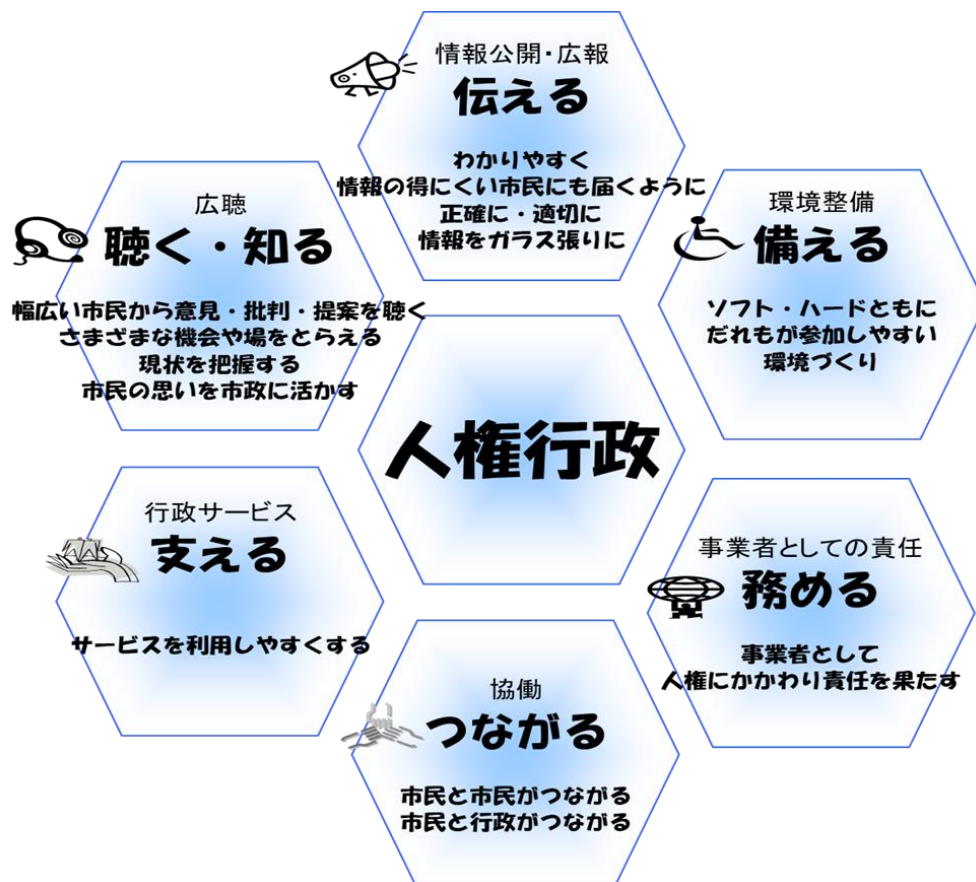
人権の視点からの 情報発信の手引き

大阪で住み、働き、集い、学び、活動するすべての人たちが個人として尊重され、
市民一人一人が互いに認め合い、受け容れ、共に生きるまち

差別・不公正がなく、社会参加しようとする際に排除されず、
安心して暮らすことができる心豊かで生きがいのあるまち

大阪をこんな「人権が尊重されるまち」にしたい

そのときに必要な、人権を尊重する視点とは・・・



大阪市人権行政推進本部

人権の視点からの情報発信の手引き（目次）

1 はじめに

- (1) 手引き作成の趣旨 1
 - ① 手引きを作成した経緯
 - ② 人権の視点からの情報発信、その重要性
- (2) 手引きの使い方 3

2 人権の視点からの基本的な情報発信のあり方と具体例

- (1) わかりやすく 4
- (2) 情報の得にくい市民にも届くように 5
- (3) 正確に・適切に 7
- (4) 情報をガラス張りに 8

3 さまざまな人権課題に係る情報発信のあり方と具体例

- (1) 女性 11
- (2) こども 13
- (3) 高齢者 15
- (4) 障がいのある人 16
- (5) 同和問題（部落差別） 18
- (6) 外国人 20
- (7) 個人情報の保護 22
- (8) 犯罪被害者等への支援 23
- (9) ホームレス 25
- (10) LGBTなどの性的少数者 26
- (11) HIV感染者等やハンセン病回復者とその家族 28
- (12) その他の人権課題 31

4 簡易版チェックリスト 32

1 はじめに

(1) 手引き作成の趣旨

① 手引きを作成した経緯

- 本市のホームページにおいて、人権侵害につながりかねない表現をそのまま掲載し、本来意図したこととは異なり、市民の誤解を招いたり、偏見や差別を助長したりするような事象が相次いで発生した時期がありました。これらの問題は、公募論文や記述式のアンケート調査結果などについて、その内容を職員が十分に確認することなく、そのままホームページに掲載したことによるものであり、大量の文書を容易に掲載できるインターネット環境において、人権に対する配慮が十分ではなく、また、チェック機能が働かなかったことなどが原因として考えられます。
- 本市行政への理解と信頼を確保するという情報発信の目的を達成するためには、今後このような事象が二度と起こらないよう未然に防止していくことが不可欠であり、人権の視点からの情報発信を職員一人一人が行えるようにならなくてはなりません。
- 情報発信にあたっては、本来、市民の誤解を招くような表現は避ける必要がありますが、特に人権問題にかかわっては、その表現によって偏見や差別を助長・拡大させるばかりではなく、情報の受け手である市民に対する人権侵害を引き起こすことも考えられ、一層の注意が必要です。
- そのためには、人権研修等の機会を利用して常に人権意識の高揚に努めることが重要であり、さらに日頃から情報発信の際に利用できる「手引き」が必要と考えました。
- 本書は、すべての職員が、さまざまな人権課題に関連して施策を遂行し、情報発信する際の手引きとして作成しました。ぜひ、ご活用ください。

② 人権の視点からの情報発信、その重要性

- 本市は、「大阪市人権行政推進計画～人権ナビゲーション～」に基づき、大阪市を「人権が尊重されるまち」へと導くため、人権の視点からの行政運営（人権行政）を市民と協働して進めることとしています。

人権とは

- 人が生まれながらにして持っている基本的な自由と権利であるとともに、すべての人が幸福な人生をおくるために欠かすことができないものであり、現在だけでなく将来にわたって保障されるべき権利です。
- いつでも、どこでも、誰でも、そして平等に保障されるべきものであり、日本国憲法において、基本的人権の尊重は、国民主権や恒久平和とともに、三大原則の一つとして大きく掲げられています。
- 安心して生きる権利、自分で自由に考え意見を言う権利、仕事を自ら選び働く権利、教育を受ける権利や裁判を受ける権利など、人が生まれながらに持っている基本的で具体的な権利の総称です。
- 人はみな、すべての人の自由と権利を守り、住みやすい世の中をつくるための義務を負い、自分の権利の濫用によって他の人の人権を損なう権利はありません。

人権の視点とは

「大阪市人権行政推進計画～人権ナビゲーション～」では、「人権行政は何をめざしているのか」、「何をどのように改善するのか」を職員・市民にわかりやすく示すため、行政運営における人権尊重の視点を次の6つの観点から提起しています。

「伝える」（情報公開・広報）

「聴く・知る」（広聴）

「備える」（環境整備）

「支える」（行政サービス）

「つながる」（協働）

「務める」（事業者としての責任）

- 情報公開や広報においては、「人権の視点」のうちの「伝える」という観点から考え、正確で適切な情報をわかりやすく伝えるとともに、情報が得にくい市民にも行きわたるよう工夫をしなければなりません。
- また、市民の市政への参加・参画を促進し、理解と信頼を確保するため、情報をガラス張りにする必要があります。
- 本市は、広報紙、パンフレットなどの印刷物やホームページ、窓口における市民対応などを通して、さまざまな情報を発信していますが、情報を伝達する際の表現は、行政としての責任と社会的影響への配慮が必要です。

- 一方、私たちのもとには日々さまざまな市民の意見や声が届き、それらの多くは、行政文書として受信、処理され、行政サービスの提供へとつながっています。こうした情報の受信やその処理に際しても、個人情報の保護や人権の視点に配慮した対応が求められます。
- 行政の立場で情報を発信する場合は、中立性、公平性が求められます。特に、偏った見地や固定的な考え方に基づく言葉、イラスト及び写真などによる表現を用いて情報を発信すると、それを受けた人々が誤った理解に及んだり、偏見や差別を助長したりすることがあります。また、行政が発信する情報の中に、人を不快にさせる表現があると、受け手を傷つけ、市政への信頼を損なうことにつながりかねません。
- 私たち大阪市職員は、「人権の視点」からの情報発信の重要性を認識する必要があります。

(2) 手引きの使い方

- この手引きは、どのような表現が人権の視点から必要とされているのか、どのような問題があるのかを、職員一人一人が考え、職場で話し合っ

て結論を出していけるように構成しています。

- ① 人権の視点からの基本的な情報発信のあり方と具体例
- ② さまざまな人権課題に係る情報発信のあり方と具体例
- ③ 簡易版チェックリスト

さまざまな人権課題に関する条約、法令、計画や、本市の取り組みの経緯などに関する情報は、主に、毎年度発行している「人権が尊重されるまち」指標や、「さまざまな人権」と題した本市ホームページコンテンツに記載していますので、そちらもご参照ください。

この手引きを活用することにより、すべての大阪市職員がさまざまな人権課題についてより一層認識を深めて、人権の視点からの情報発信を常に心がけることを願っています。

2 人権の視点からの 基本的な情報発信のあり方と具体例

(1) わかりやすく

- ・役所の中でしか通用しない言葉や一般的でない外国語・カタカナ語は、わかりづらい言葉も多く、情報を得ようとする市民の気持ちを損ない、誤解を生むことになりかねません。
- ・だれもが正しく情報を得ることができるように、情報の受け手の立場に立って表現する必要があります。

具体例1 受け手の立場を配慮していない言葉はないか

- ・役所の中でしか通用しない言葉や法律用語などをそのまま使う。
例：「履行する」、「ご査収ください」、「遅滞なく」 など
- ・一般的でない外国語・カタカナ語を使う。
例：「コンセンサス」、「リレーション」、「ファシリテータ」 など

【なぜ問題なのか】

- ・役所言葉は、市民にとって意味がわかりづらいものがあり、また、流行語やカタカナ語などは、一部の年齢層では一般的な言葉であっても、他の年齢層では認知されていないことがある。これらの表現を用いると、伝えようとすることが伝わらず、受け手を限定するおそれがある。

【どのように対処すべきか】

- ・役所言葉、法律用語、一般的でない外国語・カタカナ語、難解と思われる漢字は、できるだけ別の表現に言い換える。

「履行する」	⇒	「実施する」
「ご査収ください」	⇒	「よく確認して、受け取ってください」
「遅滞なく」	⇒	「遅れないように」
「コンセンサス」	⇒	「合意・同意」
「リレーション」	⇒	「関係」

- ・言い換えができない場合は注釈などを記載する。
「ファシリテータ」 ⇒ 注釈を記載する

注釈：会議などにおいて、中立的な立場で議事進行を務め、合意形成や相互理解に向けて議論を調整する役割を負う人

国立国語研究所のホームページで、「外来語」言い換え提案が閲覧できます。

<https://www2.ninjal.ac.jp/gairaigo/>

同HPは平成21（2009）年9月末までに作成、更新されたものです）

- ・絵文字（ピクトグラム）を使い、こどもや日本語を母語としない方を含め、だれにでもわかりやすく表示する。
- ・漢字には情報の受け手に応じて「よみがな（ひらがな）」を付ける。

具体例2 人を不快にさせるおそれのある表現を使っていないか

- ・役割（世代・性別など）を固定するような表現
- ・見下す表現
- ・偏った価値観を押し付ける表現

【なぜ問題なのか】

- ・行政が発信する情報の中に、人を不快にさせるような表現があっては、受け手を傷つけ、市政への信頼を損なうことにつながりかねない。

【どのように対処すべきか】

- ・だれが見ても（読んでも）、不快にさせない表現を用いる。

（2）情報の得にくい市民にも届くように

- ・ホームページだけの情報発信や、ポスター・リーフレットだけの情報発信では、すべての人に平等な情報発信ができているとはいえません。だれもが容易に情報を受け取れる環境を整える必要があります。

具体例 1 情報媒体が偏っていないか

- ・視覚媒体（リーフレット等による文字・絵図・写真）だけを情報伝達手段とする。
- ・ホームページでの情報発信の際に、PDFファイルを多用する。

【なぜ問題なのか】

- ・視覚媒体や音声媒体などの中から、ひとつの媒体だけを選んで情報を発信すると、その媒体を利用できる人にしか伝わらず、受け手を限定してしまい、高齢者や障がいのある人などをはじめ、広く情報が伝わらない可能性がある。
- ・PDF^{※1}ファイルは、音声読み上げソフトに対応していないことがある。

※1 PDF（Portable Document Format）

電子上の文書に関するファイル形式。コンピュータ画面上でシステムの違い（使用するパソコン、書体等の違い）等に影響されず、同一の文章表示を可能にする。

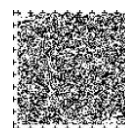
PDFファイルを閲覧するためにはインターネット上で無料配布されているソフトウェア等を使用する。ただし、PDFファイルは作成方法によっては読み上げソフトに対応していないケースや、検索にかかりにくい場合等があり使用には注意が必要である。

【どのように対処すべきか】

- ・高齢者や視覚・聴覚に障がいのある人などに配慮し、ラジオ等の音声媒体や点字、SPコードやUni-Voiceなどの音声コード^{※2}、手話等の多様な情報伝達手段を使うとともに、さまざまなメディアを活用する。

※2 音声コード（SPコード、Uni-Voice等）

紙面に四角の2次元コードをつけ、専用の読み上げ装置・スマートフォン等で読み取ると紙面の内容を音声で伝えることができる。



（例）SPコード

具体例 2 デザイン性を過度に重視していないか

- ・極端に小さな文字（大きな文字）を使う。
- ・同系色を用いたポスター・リーフレット

【なぜ問題なのか】

- ・デザイン性を過度に重視すると、何を伝えているのかがわかりづらく、重要な情報が伝わらないことがある。
- ・ポスター・リーフレットには、表現力を高めたり、わかりやすくしたりするために、多くの色が使われているが、これらの色はすべての人に同じように見えているわけではない。色づかいによっては文字が見えにくくなり、情報が伝わりにくくなることもある。

【どのように対処すべきか】

- ・文字の大きさ（フォント）やバランスに配慮する。
- ・色の違い（例：赤と緑の線）だけで選択するようなものにしない。
- ・色の対比をはっきりさせるなど、色覚障がいにも配慮した色づかいにする。

※ 色の識別がしにくい方の呼称にはさまざまな言葉が使われていますが、本書では「色覚障がい」を使用しています。



大阪市人権啓発マスコットキャラクター
『にっこりーな』です！
どうぞよろしく！

（３）正確に・適切に

- ・行政が発信する情報は、市民の生活において、とても重要です。ただ単に誤りがなければそれでいいというわけではありません。
- ・だれもが同じように情報を理解し、生活に活用することができるよう、正確に・適切に伝える必要があります。

具体例 受け手によって解釈が異なる表現はないか

- ・発信者の感覚に基づいたあいまいな表現を使う。

例：「大きい」、「高い」、「速やかに」 など

- ・文章が長く、主語と述語が隔てられている。文章の主語がはっきりしない。

【なぜ問題なのか】

- ・あいまいな表現・あやふやな表現のある文章は、内容が正確に伝わらず、誤解を生む場合がある。
- ・正確に具体的に伝えようとして文章が長くなってしまうと、伝えるべき要点がわかりづらくなる。もちろん、要約しすぎると誤解のもとになりかねない。

【どのように対処すべきか】

- ・誰に対して何を伝えるかを十分に考える。
- ・具体的に、だれもが同じように理解できる表現を使う。
 - 「大きい」 ⇒ 「〇〇ほどの大きさの□□」
 - 「高い」 ⇒ 「〇〇cmの□□」
 - 「速やかに」 ⇒ 「〇月〇日までに」
- ・文章は、まず結論から書き、後から説明や理由を書く。
- ・複数の内容を伝える文章は箇条書きにする。

（４）情報をガラス張りに

- ・行政が発信する情報は、だれもが知りたい情報を得ることできるように、さまざまな手法で、迅速に、詳しく、透明性を確保して伝えていくことが大切です。本市では、市政の見える化・オープン市役所の取組みを進めています。
- ・また、市政の推進にあたっては、行政が作成した文書・資料だけではなく、同時に市民の声やアンケート調査結果など、市民からのさまざまなご意見を発信していくことも多くなっています。
- ・迅速な情報発信を優先するあまり、個人情報や差別を助長する表現が含まれる情報を発信してしまうことがないよう、細心の注意が必要です。

具体例 1 公開できる情報をもれなく公開しているか

- ・施策の発端（きっかけ）から決定・実行までのプロセスを明らかにしない

で情報を発信する。

例：庁内会議の会議要旨、規則・要綱等を公開しない。

【なぜ問題なのか】

- ・求めがあってから情報を公開するという姿勢は、情報の受け手から見ると消極的で、誤解を生むおそれがある。

【どのように対処すべきか】

- ・市民の市政への参加・参画を促進し理解と信頼を確保するために、また行政が説明責任を果たし市民と情報を共有するためには、求めに応じて公開するのではなく、積極的に情報を公開する。
- ・市政の透明性を高め、市民の信頼を確保するため、施策の発端（きっかけ）から決定・実行までのプロセスをホームページで公表するなど、情報公開の徹底を図る。
- ・市民が、本市の施策や事業などについて説明を求めている場合には、相手の立場や所属する団体にかかわらず、ていねいに説明をする。

具体例 2 公開してはいけない情報が含まれていないか

- ・不必要な個人情報を含む情報を公開する。
- ・差別を助長する表現を含む情報を公開する。

【なぜ問題なのか】

- ・誰にでも、自分の氏名や住所、年齢などの個人情報を無断で公開されない権利がある。これらの権利は基本的人権の一つである。
- ・行政が差別を助長するような表現を公開しては、差別の解決に向けた取り組みを進めることはできない。
- ・情報公開の進展や行政手続きの透明性の確保の一環として、大量の文書や住民アンケート結果等の情報をホームページで一括公表する事例が多くなっている。たとえ本市が作成した文書でなくても、保有文書として本市が情報を公開する場合には、差別を助長する表現の含まれる情報や不必要な個人情報を発信してしまうことのないよう細心の注意が必要である。

問題例：市民の声、アンケート結果の自由意見・自由回答、市民から寄せられた意見・提案などの内容を十分確認しないまま公表する。

- ・また、配偶者等からの暴力の防止、被害者保護の観点から、被害者等に係

る情報の保護については、特に、十分な配慮が必要である。

- ・ 公開する情報に、直接、個人情報や差別を助長する表現が含まれていなくても、その情報の使い方によって偏見や差別の助長につながると懸念される場合は、注釈をつけるなどの対策をとる必要がある。

【どのように対処すべきか】

- ・ 情報公開においては、個人情報保護に十分配慮する。
- ・ 社会的差別を助長するような表現はしない。
- ・ 万一、公開文書等の作成過程で差別を助長するような表現があった場合は、すぐにその表現を削除したうえで、その表現にいたった経緯や原因などを調査して再発を防ぐための対策をとる。
- ・ 市民からの情報を公開する場合は本市が作成したものとは異なり「市民からのものであり、なかなか修正をしにくい」という意識が働きがちであり、十分点検しないまま発信してしまうことのないよう、より入念な確認が必要である。
- ・ これらの適切な取扱いにおいては、複数の職員でチェックするなど、人権尊重・個人情報保護の立場をまず優先する必要がある。



3 さまざまな人権課題に係る 情報発信のあり方と具体例

(1) 女性

① 女性をめぐる人権課題

- ・社会参加や就職の機会など、女性というだけでさまざまな活動に参画する機会が奪われることがあってはなりません。また、配偶者・パートナー、交際相手など親密な関係にある人からの暴力、いわゆるドメスティック・バイオレンス（DV）や職場等におけるセクシュアル・ハラスメントなどは、重大な人権侵害であり、その根絶に向けた取組みと、被害者に対するきめ細かな支援が必要です。
- ・本市では、「男性は仕事、女性は家庭」といった男女の役割を固定的にとらえる意識が解消され、「男女が仕事や家庭・地域活動に参画し、いきいきと暮らせるまち」を目標としています。

② 女性に関する人権の視点からの情報発信のあり方

- ・男女が人権を尊重しつつ、責任も分かち合い、性別にかかわらず個性と能力を発揮することができる男女共同参画社会を実現させるためには、性別に関して、公平性、中立性を損なうことのない表現を心がけ、固定的な性別役割分担意識にとらわれず、男女の多様なイメージを表現することが重要です。

具体例 1 男性または女性のどちらかに偏った表現はないか

- ・男性または女性のどちらかを代表させる言葉
例：「保母」、「看護婦」、「サラリーマン」 など
- ・リーフレットなどのイラストに描かれる、登場人物の男女の人数などが、理由もなく極端に偏っている。

【なぜ問題なのか】

- ・男女双方を対象にしているのに、一方の性のみが対象であるかのような印象を与える。
- ・内容が男女双方に関することであるにもかかわらず、どちらかが想定され

ていないかのような表現を使うと、意図が正しく伝わらない。

【どのように対処すべきか】

- 男性、女性のどちらかを代表させる言葉は、男女双方を含む言葉に変える。
「保母」 ⇒ 「保育士」
「看護婦」 ⇒ 「看護師」
「サラリーマン」 ⇒ 「会社員」
- 人物を登場させる場合、男女の役割や人数等のバランスに気を配り、一方の性が特に強調されないようにする。

具体例 2 性別によるイメージを固定化した表現はないか

- 男女の役割を固定し、男性を優位に置いて女性を蔑視する意味を含む言葉。
例：「主人」、「夫人・奥様」、「未亡人」
- 家事、育児、介護をする役を女性だけに限定して描く。
- 営業や現場作業員を男性、秘書や受付係を女性として表現する。
- 名簿や出席者紹介において、常に男性を先、女性を後にする。
- 議長や施設長等のリーダーを、常に男性として描く。
- 男の子は球技、女の子は人形遊び等と性別で分けて描く。

【なぜ問題なのか】

- 男女差別は、男女の身体の違いだけでなく、社会的につくり上げられた男女の固定的な役割分担意識による場合も多いと考えられる。男女差別につながるおそれがあるので、男女の役割を固定しない表現が求められる。
- 男性を中心的な存在、指導者的な立場として、女性を補助的な存在、従属的な立場として表現することにより、女性が男性よりも劣っているかのような誤った印象を与え、男女差別を助長する素地をつくることになる。

【どのように対処すべきか】

- 男女の役割を固定し、男女差別につながるおそれのある言葉は使わずに別の言葉を用いる。
「主人」 ⇒ 「夫」
「夫人・奥様」 ⇒ 「妻」
「未亡人」 ⇒ 「夫に先立たれた人」
- 女性だけでなく、男性も家事、育児、介護などにかかわる姿を描く。
- 男女が特定の職業・職種に偏らないように表現する。

- ・名簿作成や出席者紹介などは、五十音順などの客観的な基準により行う。
- ・議長や施設長等のリーダーを描く際は、男性だけでなく女性も描く。
- ・男の子も女の子もさまざまな遊びを描く。

※「（10）LGBT などの性的少数者」に関する記述も確認し、使用する場面に応じて適切な表現となるよう注意すること

（２）こども

① こどもをめぐる人権課題

- ・「いじめ」や「体罰」を苦に自殺、親の養育放棄などによるこどもの虐待死、児童ポルノをインターネットで販売して逮捕……。こどもが被害者である報道の一部ですが、このように痛ましい事案が後を絶ちません。
- ・児童虐待はこどもに対する深刻な人権侵害です。こどもの人権を守るため、親権を持つ者であっても、しつけに際して体罰を加えてはならないことが法律上も明文化されており、こどもが一人の人間として最大限に尊重される社会が求められています。
- ・本市では、「こどもたちの笑顔と個性が輝く子育てしたいまち」を目標としています。

② こどもに関する人権の視点からの情報発信のあり方

- ・保護者等がこどもを虐待したり、学校での体罰やいじめによる自殺が発生したりするなど、こどもが被害者になる事件の報道が多くなっています。
- ・すべてのこどもはかけがえのない存在であり、人としての尊厳を生まれながらにして有しています。こどもの尊厳を守り、健やかな成長を支えることは、社会を構成する大人全体の責務です。
- ・こどもも一人の人間として最大限に尊重され、守られなければなりません。こどもには大人と同じ人権があることを認識したうえで、表現することを心がけなければなりません。

具体例 1 こどもを蔑称で呼ぶ表現はないか

- ・ こどもに対する蔑称（さげすんで言う呼び名）を使う。
例：「ガキ」、「小僧」、「小娘」、「坊主」 など
※「坊主」は親しみをもって使われる場合もある。

【なぜ問題なのか】

- ・ こどもは、大人と同じように感情を持っている。非力なために大人に蔑称で呼ばれても言い返せないが、心は傷ついている。
- ・ また、こどもを蔑称で呼ぶことにより、こどもの人権を軽んじ、体罰やネグレクトなどの児童虐待の素地をつくる可能性があると考えられる。

【どのように対処すべきか】

- ・ こどもに対する蔑称は使わず、言い換える。
「ガキ・小僧・小娘・坊主」 ⇒ 「こども・児童」

具体例 2 こどもへの体罰の容認につながる表現はないか

- ・ こどもへの体罰を、しつけの一環として正当化する
例：悪さをすることどもは、どついて直さなあかん。
こどもは、言ってわからなければ、殴るしかない。

【なぜ問題なのか】

- ・ こどもをしつけるためには、じっくり、何度も、説明し続けなければならない場合もある。こどものテンポに合わせられず、暴力を使って言うことをきかせようとすることは、こどもをしつけることにはつながらず、逆に恐怖心を与えて、健やかな成育を阻んでしまう。
- ・ また、「しつけ」と称した体罰を容認する表現は、人権侵害を助長、肯定することとなる。

【どのように対処すべきか】

- ・ いかなる理由であっても、
体罰を容認するような表現はしない。



(3) 高齢者

① 高齢者をめぐる人権課題

- ・高齢者が、養護する人や要介護施設従事者等から虐待を受けた、悪質商法の被害にあったなどの事案が発生しています。高齢者の中には、豊かな知識と経験をもとにまだまだ社会に貢献したい、地域の人たちと交流し趣味を楽しみたいと考えている人もいます。高齢者についての理解を深め、高齢者を尊重する心を育てる必要があります。
- ・本市では、「高齢者一人一人が地域で自立した生活を安心して営み、長寿化した人生を健康でいきいきと豊かに尊厳をもって暮らすことのできる社会の実現」を目指しています。

② 高齢者に関する人権の視点からの情報発信のあり方

- ・わが国では、高齢者に対して「年長者」として尊敬する文化がある一方、高齢者を軽んじ、侮蔑する言葉があるなど、高齢者の人権が尊重されていない面もあります。
- ・高齢者の年齢幅は非常に大きく、その価値観や生活様式、考え方や健康状態もさまざまで、高齢者を一様に考えることなく、人権の視点からの情報発信を行うことが必要です。

具体例 1 高齢者を否定的なイメージでとらえた表現を使っていないか

- ・病気などを否定的なイメージでとらえた表現
例：「老人性痴呆」、「ぼけ」
- ・高齢者を蔑視した表現

【なぜ問題なのか】

- ・病気などを示す用語には、否定的なイメージの言葉が使われていた。これらの言葉は、介護を必要とする高齢者への差別を助長するおそれがある。また、高齢者の価値観や健康状態はさまざまであるにもかかわらず、高齢者は皆、融通がきかない、能力が衰えている、などの誤った意識が根づいてしまいかねない。

【どのように対処すべきか】

- 否定的な用語は使わずに別の言葉を用いる。
「老人性痴呆」 ⇒ 「認知症」
「ぼけ」 ⇒ 「物忘れ」

具体例 2 高齢者のイメージを固定化した表現を使っていないか

- 高齢者を固定的なイメージで表現している。
例：高齢者を腰が曲がり杖をついた姿で描く。
高齢者女性をつねに、和服姿で描く。
高齢者が活動している姿としてゲートボールや盆栽ばかりを描く。

【なぜ問題なのか】

- 高齢者の生活のあり方は、人それぞれによって多様であるが、高齢者に対する固定的なイメージが累積することにより、高齢者の可能性を否定し、単なる社会的弱者とみなしてしまうなど偏見を助長するおそれがある。

【どのように対処すべきか】

- 高齢者が積極的に活動している姿を描く。
- 高齢者の服装や活動の内容を多様な形で描く。

（４）障がいのある人

① 障がいのある人をめぐる人権課題

- 障がいのある人が車いすを使用していることを理由に乗車を拒否されたり、障がいがあることを理由に住宅の入居を断られたりする事案が発生しています。また、障がいのある人が、養護する人や、施設職員、事業主等の使用者から虐待を受けることもあります。障がいのある人に対する理解や配慮が必要です。
- 本市では、障害者基本法の基本理念にのっとり「障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現すること」を目標としています。

② 障がいのある人に関する人権の視点からの情報発信のあり方

- ・わが国では、障がいのある人に対して、その人たちの気持ちを考えることなく付けられた呼称が数多く存在していた歴史があり、その中には、障がいや病気についてマイナスイメージを植えつけるものもあります。
- ・また、障がいのある人は、身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がい及び高次脳機能障がいを含む）など、その障がいの程度・状態はさまざまであり、年齢層も、こどもから高齢者まで非常に幅広いことから、これらの人たちを一様にとらえることなく、人権の視点からの情報発信を行うことが必要です。

本市では、制度・事業名称・組織名称について、法的拘束力を伴わない一般的な文書等においては、「障がい」との表記を基本としています。（ただし、法令等の引用や、固有名詞、専門用語などは「障害」と表記する）

※ 平24.7.25『「障害」の「障がい」への表記の変更について（依頼）』大阪市障害者施策推進会議発

具体例 1 障がいなどを否定的なイメージでとらえた表現を使っていないか

- ・障がいなどを否定的なイメージでとらえた表現
例：「精神分裂病」、「精神薄弱」
- ・障がいのある人を固定的なイメージで表現している。
例：障がいのある人を常に保護されている姿などで表現する。

【なぜ問題なのか】

- ・障がい、病気などを示す用語の一部には、否定的なイメージの言葉が使われていた。これらの言葉は、障がいのある人や病気を患っている人に対するマイナスイメージを植えつけ、差別を助長するおそれがある。
- ・障がいのあることに対するマイナスイメージを固定化することにより、偏見を助長するおそれがある。

【どのように対処すべきか】

- ・障がい、病気などに関する否定的な用語は使用せず、新たな用語を用いる。
「精神分裂病」 ⇒ 「統合失調症」
「精神薄弱」 ⇒ 「知的障がい」

「色盲、色弱」 ⇒ 「色覚障がい」

- ・障がいの種類、程度、状態は人によってさまざまであり、それぞれを個人としてとらえる必要がある。

具体例 2 身体的な比喻(ひゆ)表現、慣用句を使っていないか

- ・身体的な比喻表現や慣用句
例：「片手落ち」、「白い目で見える」

【なぜ問題なのか】

- ・身体的な比喻表現や慣用句は多く存在し、日常的によく使われているが、障がいのある人に不快感・疎外感を与える場合もある。

【どのように対処すべきか】

- ・身体的な比喻表現や慣用句は、使用しない。
「片手落ち」 ⇒ 「不公平、一方的」
「白い目で見える」 ⇒ 「冷淡な態度をとる、嫌悪する」



(5) 同和問題（部落差別）

① 同和問題（部落差別）

- ・「あの人は同和地区※出身だから・・・」などとして、結婚を妨げられたり、就職で不公平に扱われたりするなどの事案やインターネット上の差別的な書き込みが後を絶ちません。また、不動産の売買に関連した土地差別調査事件、戸籍謄本等の不正取得事件も発覚しています。同和問題（部落差別）の解決に向けて、差別意識の解消のための取り組みが必要です。
- ・本市では、同和問題（部落差別）の一日も早い解決に向けて、人権侵害からの救済のための相談の実施をはじめ、差別意識の解消に向けた人権教

育・啓発の推進や交流促進に取り組むなど、一人一人の人権が尊重される社会づくりに努めています。

※ 同和地区

「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」（地対財特法）に基づき、同和問題（部落差別）の解決に向け実施された地域改善対策の対象地域として指定された地域であります。平成14(2002)年3月に「地対財特法」は失効し、事業はすでに終了しています。

② 同和問題(部落差別)に関する人権の視点からの情報発信のあり方

- 同和問題（部落差別）の解決には、今日も残る差別意識の解消に向けた取り組みが重要です。そうした中で、部落差別の温存、助長につながる表現をしてはなりません。
- 本市が作成した情報でなくても、歴史的資料などには差別的な表現を用いているものもあり、市民や企業を対象としたアンケート調査では、調査票の自由記述欄などに、回答者の意見として、そのような表現が含まれている場合もあります。これらをそのまま公開してしまうと、同和問題に関する誤解、偏見を招き、差別を助長するおそれがあるので、公開の前に十分な点検が必要です。

具体例 同和問題(部落差別)に関する誤解、偏見につながる表現はないか

- 必然性もなく同和地区名を記載する。
- 「同和地区」や「同和問題（部落差別）」等の語句の使用に際して、マイナスイメージを抱かせるような表現をする。
- 歴史的資料等における部落差別に関する賤称語（身分をいやしめる言葉）、その他同和問題（部落差別）について誤解や偏見につながる言葉を使う。

【なぜ問題なのか】

- 同和地区名を記載し、その地区のイメージを損なうことは、同和問題（部落差別）の解決をより一層遅らせ、差別を助長することにつながる。また、単に同和地区名を記載したり口頭で告げたりするだけであっても、今なお差別意識が残っているという状況から、結婚差別や就職差別の目的でその情報が使用されてしまうおそれがあると考えられる。
- 歴史的資料等における部落差別に関する賤称語等の表現は、同和問題（部

落差別)に関する誤解、偏見を招き、差別を助長するおそれがある。

- ・同和地区の表記や賤称語が使用されていなくとも、前後の文脈や使用方法によっては、同和問題(部落差別)に対する誤解や偏見を助長する場合がある。

【どのように対処すべきか】

- ・同和地区名は表示しない。例外的に表示する場合は、その必要性、妥当性、社会的許容性を十分に精査しなければならない。
- ・特定の地域を貶めるような表現は、当該地域のマイナスイメージを拡散し、差別を助長することにつながるのを削除する。
- ・歴史的資料や文献からの引用をする場合は、その必要性を十分に検討し、偏見や差別につながるおそれのある賤称語等の表現は、適切な注釈や解説を付記する。

(6) 外国人

① 外国人をめぐる人権課題

- ・大阪市には、多くの外国人の方が暮らしています。その中には、外国人であることを理由に、入居(家を借りる・買うこと)を断られる等の差別的な経験をされた方が存在します。様々な国籍や民族、文化的な背景を持つ人々が相互理解を深め、互いの存在を認め合い、偏見や差別をなくしていく必要があります。
- ・本市では、多様な価値観や文化を認め、国籍や民族、性別や出身などの違いを理由として社会的不利益を被ることがなく、一人一人が個人として尊重され、相互に対等な関係を築き、その持てる能力を十分発揮しつつ自己実現を目指して、社会参加できる創造的で豊かな社会「多文化共生社会」の実現に向けて施策を推進しています。

② 外国人に関する人権の視点からの情報発信のあり方

- ・文化の違いを尊重するとともに、受容する態度をはぐくむことを考え、国籍や民族の違いによる差別を助長するような表現を使用せず、さらに受け止め方の違いも考慮して、人権の視点からの情報発信を行う必要があります。

- 外国籍の人だけでなく、日本国籍を取得した人や親が外国籍であることもなど、国籍が日本であっても外国につながりのある人も視野に入れた配慮が必要です。
- 多言語で情報を発信していくことも大切ですが、すべての言語に対応することは困難です。日本語があまり得意でない人でも、やさしい日本語※を使用すれば、理解できることがありますので、多言語化とともに、やさしい日本語を使用した情報発信を心がける必要があります。

※ やさしい日本語

日本語があまり得意でない人に、わかりやすい言葉や表現に言いかえた日本語のこと。文化庁のホームページにガイドライン等が掲載されていますのでご参照ください。

https://www.bunka.go.jp/seisaku/kokugo_nihongo/kyoiku/92484001.html

具体例 1 民族、国、外国人を固定的なイメージで描いた表現はないか

- 国や民族を描く際に、固定的なイメージを強調して描く。
- ある国を描く際に、特定の民族の衣装、髪型、顔の特徴を強調するイラストでその国を代表させてしまう。

【なぜ問題なのか】

- 世界の多くの国では、国内に複数の民族や宗教が存在している。類型的・一面的なイメージで国や民族を代表させてしまうことにより、国や民族についての正しい国際理解を損ねるおそれがある。

【どのように対処すべきか】

- 外国人を描く場合には、できるだけ多様な民族構成で描くように努める。
- 特定の国や民族を描く場合には、関係者の意見を聴くなど十分に調査し、偏った表現にならないようにする。

具体例 2 民族、国、地域、外国人などに対する差別的表現はないか

- 民族、国、地域などの名称で、その国の人々にとって差別的な意味を含んでいたり、不快感を与えたりする表現を使用する。

- ・生活習慣（特に食文化）の違いに対する、否定的な表現を使用する。

【なぜ問題なのか】

- ・民族、国、地域などの名称の中には、その民族やその国・地域に住む人にとっては、差別的な意味を含んでいたり、歴史的な経緯により不愉快に受け止められたりするものがある。
- ・食文化などの生活習慣は、民族や地域により異なるものであり、互いに尊重し合う必要がある。生活習慣が違うことを悪いことであるかのように表現することは、外国人を蔑視し、差別することにつながる。

【どのように対処すべきか】

- ・民族、国、地域などの名称は、正式な名称を使う。
- ・外国人に対する差別的表現は使用しない。
- ・外国人の生活習慣を尊重し、否定的な表現はしない。

（７）個人情報の保護

① 個人情報の保護

- ・個人情報は、個人の人格尊重の理念のもとに慎重に取り扱われるべきものであり、個人情報を取り扱う行政機関や事業者には、適切な方法での取得や漏えい防止などの義務があります。しかし、個人情報の漏えい事案は後を絶ちません。
- ・本市としては、個人情報を「守って活かすために」、その保護と活用の両面に配慮することを目標としています。

② 個人情報の保護に関する人権の視点からの情報発信のあり方

- ・情報化が進み、個人情報を利用したさまざまなサービスが提供され、便利になった反面、個人情報が不正に取り扱われると、取り返しのつかない被害を及ぼすおそれがあります。「個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）」及び「大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例（個人情報保護法施行等条例）」等にのっとり個人情報を保護する必要があります。

具体例 肖像権・プライバシーを侵害していないか

- 本人の承諾なしに、個人が特定できるような写真をパンフレットやホームページ等に掲載する。
- 本人の承諾なしに、個人の住所、年齢などの個人情報報告書やホームページ等に掲載する。



【なぜ問題なのか】

- 誰にでも、自分の顔写真や住所、年齢などの個人情報を無断で公開されない権利がある。これらの権利は、現在では基本的な人権の一つとみなされている。

【どのように対処すべきか】

- 個人が特定できる写真などを掲載する場合は、原則として、本人の承諾を得る。
- 個人情報は、「個人情報保護法」及び「個人情報保護法施行等条例」の趣旨に沿って慎重に取り扱い不必要な情報は公開しない。

（８）犯罪被害者等への支援

① 犯罪被害者等をめぐる人権課題

- 犯罪被害者やその家族（犯罪被害者等）は、直接的な被害のほかに、いわれのないうわさや中傷により傷つけられたり、プライバシーが侵害されたりするなどの二次的な被害を受けることがあります。犯罪被害者等の人権に配慮する必要があります。
- 「私たちにできること」をキーワードとして、犯罪被害者等への支援に関する啓発や犯罪被害に対する正しい理解の促進に努めています。

② 犯罪被害者等に関する人権の視点からの情報発信のあり方

- 犯罪被害者等が被害から立ち直り、地域において再び平穏に暮らせるようになるためには、犯罪被害者等の人権に対する地域の人々の理解と配慮、協力は欠かすことができないものであり、犯罪被害者等への理解を深め

て、人権の視点からの情報発信を行う必要があります。

具体例 1 犯罪被害者等へのマイナスイメージとなる表現はないか

- 十分な情報がない段階で、犯罪被害者に落ち度があったと思わせる情報や、加害者による一方的な犯罪被害者の情報をそのまま使った表現をする。

【なぜ問題なのか】

- 犯罪被害者等は、犯罪による直接的な被害だけではなく、周囲の誤解や中傷による精神的苦痛を感じている可能性が高い。十分な情報や見識もなしに、被害者に落ち度があったと思わせたり、誤った情報を使ったりすることは、精神的苦痛をさらに大きくすることにつながりかねない。

【どのように対処すべきか】

- 被害者側に落ち度があると思わせる情報や、不正確な情報を用いて表現しない。

具体例 2 犯罪被害者等へ不用意に意見を述べていないか

- 「犯罪被害者にも落ち度があった」「忘れて、これからのことを考えろ」「あなたが頑張るしかない」などと意見する。

【なぜ問題なのか】

- 犯罪被害者等は、犯罪による直接的な被害だけではなく、周囲の誤解や中傷による精神的苦痛を感じている可能性が高い。十分な情報や見識もなしに、不用意に意見することは、精神的苦痛をさらに大きくすることにつながりかねない。

【どのように対処すべきか】

- 犯罪被害者等に対応する際には、正確な情報の把握に努めて、相手の立場を考えた表現を行う。

(9) ホームレス

① ホームレスをめぐる人権課題

- さまざまな事情から、公園、道路、駅舎などでの生活を余儀なくされる人々がいます。こうしたホームレスの人々への偏見や差別が少なくありません。また、ホームレスの人々に対する暴力事件などもたびたび発生し、生命が奪われるといった凶悪な犯罪も過去に起こっています。その根底にはホームレスの人々を軽視する意識があります。
- このような意識を変えていくためには、「ホームレスの人々もホームレス以外の人々も等しく人権が尊重されなければならない」という当然のことを一人一人が認識する必要があります。
- 本市においては、ホームレスが自らの意思で安定した生活を営めるように支援することを基本として、基本的人権を尊重し、地域社会の理解と協力を得ながら、就労支援をはじめとする総合的なホームレスの自立支援を進めています。

② ホームレスに関する人権の視点からの情報発信のあり方

- 大阪市内では、自立の意思がありながら、やむを得ない事情でホームレスとなり、健康で文化的な生活ができない人々が今も存在します。ホームレスを軽視することなく、すべての人の人権は等しく尊重されとの視点が大切です。
- ホームレスの自立に向けた取組みを進めている中で、偏見につながるような表現となっていないか、ホームレスに関して誤解を招く情報を発信していないか注意する必要があります。

具体例 ホームレスに関する誤解、偏見につながる表現を使っていないか

- ホームレスへの嫌がらせを助長するような表現を用いるなど、ホームレスについて誤解や偏見につながる表現や言葉を使う。

【なぜ問題なのか】

- ホームレスを軽視する意識の肯定につながり、ホームレスに対する暴力事件の要因にもなる。

- ・また、ホームレスを社会から疎外し、自立への意欲を失わせ、ホームレス問題の解決を遅らせることにつながる。

【どのように対処すべきか】

- ・表現や言葉の使用がホームレスに関する誤解や偏見につながっていないか、ホームレスもホームレス以外の人々も等しく人権が尊重されるという視点で対処することが重要である。

(10) LGBTなどの性的少数者※

① LGBTなどの性的少数者をめぐる人権課題

- ・ LGBT などの性的少数者に対しては、根強い偏見や差別があり、苦しんでいる人々がいます。性的指向を理由とする偏見や差別をなくし、理解を深める必要があります。
- ・ また、身体の性と心の性との不一致に悩みながら、周囲の心ない好奇の目にさらされたりして苦しんでいる人々がいます。性同一性障がいなどを理由とする偏見や差別をなくし、理解を深める必要があります。
- ・ 本市では、「LGBT などの性的少数者の人が差別を受けることなく、自分らしく生きることができるまち」を目指しています。

※ LGBTなどの性的少数者

「L」はレズビアン（女性同性愛者）、「G」はゲイ（男性同性愛者）、「B」はバイセクシュアル（両性愛者）、「T」はトランスジェンダー（身体の性に違和感をもつ人）の頭文字をとった略語。性のあり方が多数派とは異なる面がある人々のことを総称して性的少数者（性的指向、性自認に関するマイノリティ）といいます。

LGBTのほかにも、性的指向や性自認がはっきりしない人、決めたくなかったり、わからなかったり、悩んでいる人や、自分を男性・女性のいずれとも認識していない人などもあります。

② LGBTなどの性的少数者に関する人権の視点からの情報発信のあり方

- ・ 性的指向等を理由とする差別については、現在では、不当なことであるという認識が広がりつつありますが、いまだに偏見や差別が残っています。LGBTなどの性的少数者に対する理解を深め、偏見や差別をなくし、人権

に配慮した表現を心がける必要があります。

具体例 LGBTなどの性的少数者に対する配慮のない表現を使っていないか

- 性別や関係性を決めつけるような表現
例：「妻・夫」、「父・母」
- 結婚して、子どもを育てることが当たり前のような表現
- 性同一性障がいの人などがいることを考えていない表現

【なぜ問題なのか】

- 性別や関係性を決めつける表現は、LGBTなどの性的少数者の存在を無視していると感じさせることがある。
- LGBTなどの性的少数者について十分な理解がなされていないため、「結婚して子どもを育てる」ことが一般的なライフパターンとして、当然のように表現されてきたが、当事者はそのような表現に接するたびに、疎外感を感じている。一方で、例えば、子どもを育てている当事者も存在し、「LGBTなどの性的少数者だから子どもを育てていない」という認識もまた誤りである。
- そのような表現をし続けることにより、LGBTなどの性的少数者への認識や理解が進まず、差別が温存されるおそれがある。

【どのように対処すべきか】

- LGBTなどの性的少数者の方、その家族・友人など、さまざまな関係性を考慮した表現とする。
例：「お連れ合い・パートナー」、「保護者の方・ご家族の方」
- 結婚して子どもを育てるというライフパターン以外はまちがっているかのような表現はせず、多様なライフパターンを想定した表現とする。
- 受け手には性同一性障がいの人などもいることを考え、性別を強調するような表現はしない。

※「（１）女性」に関する記述も確認し、使用する場面に応じて適切な表現となるよう注意すること

SOGI

LGBTは特定の「人」を指す言葉ですが、すべての人がもつ性のあり方の多様性に焦点をあて、性的指向と性自認（**S**exual **O**rientation and **G**ender **I**dentity）の頭文字をとってSOGI（ソジ）という言葉が使われることもあります。

なお「SOGI 差別」とは、性的指向や性自認に基づいて差別や偏見の対象とするものを指します。

「カミングアウト（カムアウト）」と「アウティング」

「カミングアウト」とは、単なる情報の開示ということではなく、センシティブな情報である自らの性のあり方を本人が他人に伝えることです。よって、第三者がこの言葉を使用する際には、LGBTの方々が偏見や差別を受けてきた歴史や経過を踏まえた配慮が必要です。

「アウティング」は、他人の性のあり方を本人の許可なく第三者に伝えることであり、重大な人権侵害です。SNSに書き込むこと等も「アウティング」にあたります。

（１１）HIV 感染者^{※1}等やハンセン病回復者とその家族^{※2}

① HIV感染者等やハンセン病回復者とその家族をめぐる人権課題

- HIVの感染経路はほとんどが性的接触で、日常生活で感染する可能性はほとんどありません。
- ハンセン病は、らい菌という細菌による感染症ですが、感染力は弱く、感染したとしても発病することは極めてまれで、たとえ発病しても、現在では治療法も確立し、早期発見と適切な治療により後遺症も残りません。
- しかしながら、平成15年にハンセン病回復者であることを理由とする宿泊拒否事件が起きる等、いまだに誤った認識や偏見が存在しています。患者・回復者・家族の方々などが偏見や差別に苦しむことがないように、感染症に対する正しい知識と理解が必要です。

② HIV感染者等やハンセン病回復者とその家族に関する 人権の視点からの情報発信のあり方

- ・感染力の弱い感染症の患者・回復者等は、通常の生活では感染することがないのにもかかわらず、周囲の人々の誤った知識や偏見などにより、日常生活、職場、医療現場などで差別を受ける問題が生じています。そのため、表向きには患者・回復者等であることを隠す人もいると考えられます。
- ・これらの人々が偏見や差別に苦しむことがないように、まず、感染症に対する正しい知識と理解が必要です。そのうえで、それぞれの疾患の特徴をしっかりと理解し、人権に配慮した表現を心がける必要があります。

※1 HIV感染者

エイズ（後天性免疫不全症候群）の原因ウイルスであるHIV（ヒト免疫不全ウイルス）に感染した人のこと。

エイズはHIV感染による免疫力の低下によって発症するさまざまな病気の総称（症候群）であり、HIVは性的接触などから感染することが多い。感染を防ぐための正しい知識を得たうえで、日常生活を送る限り感染をおそれる必要はなく、近年では、医療の進歩によって、早期に発見し治療を継続していれば、エイズを発症することなく、社会生活を送ることができるようになっている。

※2 ハンセン病回復者とその家族

ハンセン病を発症し、回復した人及びその家族のこと。

ハンセン病はらい菌の感染によって起こる慢性の感染症で皮膚・末梢神経などに病変があらわれ、感染力はきわめて弱い病気である。かつては不治の病とされたが、現在は治療法が確立している。隔離する必要は全くないにもかかわらず、患者の外見上の特徴などから特殊な病気として扱われ、古くから隔離政策がとられていた。

昭和30年代にこれまでの認識誤りが明白となった後も隔離政策は改められず、ようやく平成8（1996）年に隔離政策は終結し、平成21（2009）年にはハンセン病回復者の福祉の増進、名誉の回復等を目的とする「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」が施行された。令和元（2019）年に同法は家族を対象に加える改正が行われた。

ハンセン病回復者の方々は、長期間に及ぶ隔離などにより、病気が完治した後も社会復帰が困難な状況にあり、その家族の方々も同じように偏見・差別の対象となっている。

具体例 疾患に対する誤解や偏見につながる表現を使っていないか

- ・疾患について誤った情報を流す。
例：〇〇は空気感染するので、感染者に近寄ってはならない。

【なぜ問題なのか】

- 例えば、HIVは、主に性的接触により感染するものであり、空気感染することはない。誤った情報は、人々の患者等に対する忌避意識を生じさせ、感染者や患者に対する偏見や差別につながる。

【どのように対処すべきか】

- 患者や病気等に関する表現をする際は、その疾患に関する正しい知識を得たうえで行い、誤った表現をしないように注意する。

(12) その他の人権課題

アイヌの人々に対する人権課題

- ・アイヌの人々に対する理解が十分ではないため、就職や結婚等において偏見や差別が依然として存在しています。アイヌの人々に対する理解と認識を深める必要があります。

刑を終えて出所した人やその家族

- ・刑を終えて出所した人やその家族に対する就職差別等が発生しています。これらの人の社会復帰のためには、本人の強い更生意欲とあわせて、周りの人々の理解と協力が必要です。

インターネットによる人権侵害

- ・インターネット上においては、匿名による書き込みが可能なことを悪用して、個人の名誉やプライバシーを侵害するなどの種々の人権問題が起きています。インターネットを正しく使用し、人権侵害をなくす必要があります。

北朝鮮当局によって拉致（らち）された被害者等

- ・拉致問題は、わが国の喫緊の国民的問題であり、北朝鮮当局による人権侵害問題への対処が、国際社会を挙げて取り組むべき課題とされる中、この問題についての関心と認識を深めていくことが大切です。

人身取引（トラフィッキング）

- ・性的搾取、強制労働等を目的とした人身取引（トラフィッキング）は、重大な人権侵害であり、人道的観点からも迅速・的確な対応が求められています。

震災等の災害に起因する人権課題

- ・避難生活の長期化に伴うトラブルや被災地からの避難者に対するいじめ等の人権問題が発生しています。

【どのように対処すべきか】

- ・これらの人権課題への理解を深めて、差別を助長するような表現を排除し、人権の視点からの情報発信を行う必要があります。

4 簡易版チェックリスト

情報発信においては、市民の誤解を招くような表現や偏見や差別を助長・拡大させる表現は避けなければなりません。人権侵害を引き起さないためにも、次の項目のチェックを必ず行いましょう。

① 文章等の作成時

- ☐ 役所の中でしか通用しない言葉や法律用語などをそのまま使っていないか。
- ☐ 一般的でない外国語・カタカナ語を使っていないか。
- ☐ 人を不快にさせるおそれのある表現を使っていないか。
- ☐ 情報媒体が偏っていないか。
- ☐ デザイン性を過度に重視していないか。
- ☐ 受け手によって解釈が異なるような表現はないか。
- ☐ 公開できる情報をもれなく公開しているか。
- ☐ 公開してはいけない情報が含まれていないか。
- ☐ 男性または女性のどちらかに偏った表現はないか。
- ☐ 性別によるイメージを固定化した表現はないか。
- ☐ こどもを蔑称で呼ぶ表現はないか。
- ☐ こどもへの体罰の容認につながる表現はないか。
- ☐ 高齢者を否定的なイメージでとらえた表現を使っていないか。
- ☐ 高齢者のイメージを固定化した表現を使っていないか。
- ☐ 障がいなどを否定的なイメージでとらえた表現を使っていないか。
- ☐ 身体的な比喩表現・慣用句を使っていないか。
- ☐ 同和問題（部落差別）に関する誤解、偏見につながる表現はないか。
- ☐ 民族、国、外国人を固定的なイメージで描いた表現はないか。
- ☐ 民族、国、地域、外国人などに対する差別的表現はないか。
- ☐ 肖像権・プライバシーを侵害していないか。
- ☐ 犯罪被害者等へのマイナスイメージとなる表現はないか。
- ☐ 犯罪被害者等へ不用意に意見を述べていないか。
- ☐ ホームレスに関する誤解、偏見につながる表現を使っていないか。
- ☐ LGBTなどの性的少数者に対する配慮のない表現を使っていないか。
- ☐ 患者や病気等に対する誤解や偏見につながる表現を使っていないか。

② 発信時

- ☐ どのような立場の人が見ても（聞いても）、不快感、疎外感のない表現になっているか。
- ☐ 再度、複数の人間でチェックしたか。
- ☐ 情報発信ガイドラインに沿って、再度チェックしたか。

③ 迷ったときの対処

- ☐ 職場内で、十分に議論したか。（関係課・関係機関に問い合わせる前に、職場内で考える）
- ☐ 関係課・関係機関などの意見を聴いたか。



SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS



人権の視点からの情報発信の手引き

平成25（2013）年3月発行

令和2（2020）年4月改訂

令和5（2023）年9月改訂

令和6（2024）年1月改訂

大阪市人権行政推進本部

（事務局）

市民局ダイバーシティ推進室人権企画課

電話 06-6208-7611

ファックス 06-6202-7073